

# パソコンサポート在宅支援 委託契約書

加入者 \_\_\_\_\_ (以下甲と称す)はアイポック(I . POK) (以下乙と称す)とのパソコンサポート在宅支援委託契約に関し、下記要綱を承諾し加入するものとします。尚、本契約の有効期限は契約日より1ヶ年とします。但し、契約満了前日迄に甲より契約の継続の申し出が有る場合は更に1ヶ年を限度とし本契約を更新するものとします。

## 【 契約要綱 】

甲は、乙 の引受けする業務 (以下、パソコン在宅支援と称す) を委託するにあたり、下記 (3-1 表 - ) に定める入会金並びに会費及び更新料を納入する事で会員の権利を取得し 甲、乙 間の信頼関係を結集します。

### 1. 会員の権利

1 会員は何時でも電話によるパソコンのサポートを受ける事が出来ます。( 註1 )

2 会員は別に定める優待対価で在宅出張にてサポートを受ける事が出来ます。( 表 3-1 ・ 3-2 )

( 註1 )パソコンのサポートとはパソコン本体及びパソコン購入時にインストールされているオペレーティングソフト (OS) 並びに同時にインストールされている各種の

アプリケーションソフトの事では無く、パソコンを操作する上でのサポートの事を言います。但し希望により( 表 3-3 )の通りOS並びにアプリケーションのサポートをいたします。

### 2. 甲 並びに 乙 の信頼関係

1 甲 はパソコン支援を受けようとする場合は 乙 に対し以下の項目を承諾しなければ成らない。

( 2-1-1 ) 甲 が支援を受けようとするパソコンの全ての操作及びパソコンの ID ・ ログイン名、並びに、ログインパスワードの貸与とインターネットメール及びホームページのアドレス及びそれらの ID ・ パスワードの貸与。

( 2-1-2 ) 該当機種にインストールされている全てのアプリケーションの起動、操作の権利。

2 乙 は如何なる場合に於いても、前項 (2-1-1) により 甲 より貸与された内容を漏洩しては成らない。

3 【 免責事項 】 甲 は 乙 の前項(2-1-2)の操作により起因した瑕疵事項に付いて此れを免責する。

### 3. パソコン支援に係る優待対価表 (対価は本、契約の更新時(1ヶ年経過後)を以って変更する場合があります。)

3-1 表 基本編 (平成 16 年 1 月 1 日改定)

入 会 金 (1ヶ年)	¥2,000
更 新 料 (1ヶ年経過後1ヶ年毎更新)	¥5,000
会 費 (月額 / 500 × 12ヶ月一括払い)	¥6,000
在 宅 出 張 (1時間単位)	¥4,000
在 宅 出 張 (半日コース・3時間以内)	¥10,000
在 宅 出 張 (1日コース・6時間以内)	¥18,000

3-3 表 セットアップ編 (平成 16 年 1 月 1 日改定)

OSの再セットアップ (註3)	¥8,000
アプリケーションのセットアップ (註3)	¥2,000
内蔵ハードウェアのセットアップ	¥6,000
外付ハードウェアのセットアップ	¥4,000
モデム・ルーター等のセットアップ	¥5,000

3-2 表 インターネット編 (平成 16 年 1 月 1 日改定)

インターネット接続設定(在宅作業)	¥8,000
ホームページのアップロード(在宅作業17ヵ月単位)	¥500
ホームページ作成(プロバイダー申請作業含む)	別途協議に依る
ホームページ作成指導 (在宅出張作業)	3-1 表に依る

(註2) 対価の計算は3-1表+3-2表+3-3表の合計とします。

(註3) OS並びにアプリケーションの貸出し、コピー等は一切行なわない。

(註4) セットアップ等に掛る機材及び消耗品の発生費用は甲の負担とする。

### 4. 対価の計算並びに支払

1 甲の依頼により在宅出張した場合の対価 (註2) の支払は、作業内容に関らずその都度 乙 に現金にて支払うものとする。但し、甲・乙 協議によりその月の対価の累計合計額を、毎月末日〆切によりその翌月 10 日迄に銀行振込による一括支払とする事が出来る。

平成 年 月 日 (新規入会・更新)

(甲) 委託者 住所  
氏名  
電話  
E-mail :

(乙) 受託者 住所 〒649-6227 和歌山県那賀郡岩出町清水 185-2  
氏名 アイポック (I . POK) 加藤 肇  
電話 0736-63-2232 090-3277-9605  
URL <http://www.ipok.net> E-mail : [kato@ipok.net](mailto:kato@ipok.net)